

基発第 0428004 号
平成 18 年 4 月 28 日

山梨労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 18 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

景気は緩やかな回復基調にあるものの労働者を取り巻く状況は依然として厳しく、地域、業種、企業規模等によってその状況も異なっており、また、行政内部においても定員事情が一層厳しくなっている状況を念頭に置き、平成 18 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹した効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか、さらに、局は各署との間において指導力を発揮しているか。

また、局署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(3) 新たな法令及び制度の改正の内容や趣旨を十分理解した上で、事業場等においてこれら法令等に基づく取組が確実に行われているかという視点を

もって行政を推進しているか。

- (4) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (5) 上記(1)から(4)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (6) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成18年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各労働局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するもの
 - ① 一般労働条件の確保・改善対策の推進
 - ア 法定労働条件の確保
 - イ 労働時間管理の適正化の徹底
 - ウ 時間外労働協定の適正化
 - エ 有期労働契約に係るルールの明確化の推進
 - オ 企業倒産時の解雇等に伴う労働条件の履行確保
 - ② 申告・相談に対する的確な対応
 - ③ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - ④ 最低賃金制度の適正な運営
 - ⑤ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ア 自動車運転者
 - イ 派遣業及び業務請負業における労働者
 - ウ 外国人労働者、技能実習生
 - エ 介護労働者
 - オ 障害者である労働者
 - ⑥ 労働時間等設定改善法の円滑な施行
 - ⑦ 裁量労働制の適正な実施の確保

- ⑧ アスベストによる健康障害防止対策
 - ア 解体作業等におけるアスベストばく露の防止対策の推進
 - イ アスベストの早期全面禁止に係る対策の推進
 - ウ アスベストに関する健康管理対策の推進
- ⑨ 労働災害を減少させるための施策の展開
 - ア 安全衛生管理体制の強化等
 - イ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等
 - ウ 製造業等における労働災害防止対策の推進
 - エ 建設業における労働災害防止対策の推進
- ⑩ 労働者の健康を確保するための施策の展開
 - ア 過重労働による健康障害防止のための対策の推進
 - イ メンタルヘルス対策の推進
- ⑪ 労災かくしの排除の徹底
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ① 監督指導業務の運営状況
 - ア 監督指導の実施状況
 - イ 司法処理の実施状況
 - ② 安全衛生業務の運営状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務合理化等への取組状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
5月25日	甲府署	岩瀬中央労働基準監察監督官
5月26日	山梨局	山本副主任中央労働基準監察監督官 岩瀬中央労働基準監察監督官 高井中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

基 発 第 0428004 号

平成18年4月28日

滋賀労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

平成18年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

景気は緩やかな回復基調にあるものの労働者を取り巻く状況は依然として厳しく、地域、業種、企業規模等によってその状況も異なっており、また、行政内部においても定員事情が一層厳しくなっている状況を念頭に置き、平成18年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹した効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか、さらに、局は各署との間において指導力を発揮しているか。

また、局署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(3) 新たな法令及び制度の改正の内容や趣旨を十分理解した上で、事業場等においてこれら法令等に基づく取組が確実に行われているかという視点を

もって行政を推進しているか。

- (4) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (5) 上記(1)から(4)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (6) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成18年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各労働局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するもの
 - ① 一般労働条件の確保・改善対策の推進
 - ア 法定労働条件の確保
 - イ 労働時間管理の適正化の徹底
 - ウ 時間外労働協定の適正化
 - エ 有期労働契約に係るルールの明確化の推進
 - オ 企業倒産時の解雇等に伴う労働条件の履行確保
 - ② 申告・相談に対する的確な対応
 - ③ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - ④ 最低賃金制度の適正な運営
 - ⑤ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ア 自動車運転者
 - イ 派遣業及び業務請負業における労働者
 - ウ 外国人労働者、技能実習生
 - エ 介護労働者
 - オ 障害者である労働者
 - ⑥ 労働時間等設定改善法の円滑な施行
 - ⑦ 裁量労働制の適正な実施の確保

- ⑧ アスベストによる健康障害防止対策
 - ア 解体作業等におけるアスベストばく露の防止対策の推進
 - イ アスベストの早期全面禁止に係る対策の推進
 - ウ アスベストに関する健康管理対策の推進
- ⑨ 労働災害を減少させるための施策の展開
 - ア 安全衛生管理体制の強化等
 - イ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等
 - ウ 製造業等における労働災害防止対策の推進
 - エ 建設業における労働災害防止対策の推進
- ⑩ 労働者の健康を確保するための施策の展開
 - ア 過重労働による健康障害防止のための対策の推進
 - イ メンタルヘルス対策の推進
- ⑪ 労災かくしの排除の徹底
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ① 監督指導業務の運営状況
 - ア 監督指導の実施状況
 - イ 司法処理の実施状況
 - ② 安全衛生業務の運営状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務合理化等への取組状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月1日	東近江署	菊池中央労働基準監察監督官 高井中央労働基準監察監督官
6月2日	滋賀局	若生副主任中央労働基準監察監督官 菊池中央労働基準監察監督官 高井中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

基発第 0428004 号
平成 18 年 4 月 28 日

兵庫労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 18 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

景気は緩やかな回復基調にあるものの労働者を取り巻く状況は依然として厳しく、地域、業種、企業規模等によってその状況も異なっており、また、行政内部においても定員事情が一層厳しくなっている状況を念頭に置き、平成 18 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹した効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか、さらに、局は各署との間において指導力を発揮しているか。

また、局署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(3) 新たな法令及び制度の改正の内容や趣旨を十分理解した上で、事業場等においてこれら法令等に基づく取組が確実に行われているかという視点で

もって行政を推進しているか。

- (4) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (5) 上記(1)から(4)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (6) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成18年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各労働局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するもの
 - ① 一般労働条件の確保・改善対策の推進
 - ア 法定労働条件の確保
 - イ 労働時間管理の適正化の徹底
 - ウ 時間外労働協定の適正化
 - エ 有期労働契約に係るルールの特明化の推進
 - オ 企業倒産時の解雇等に伴う労働条件の履行確保
 - ② 申告・相談に対する的確な対応
 - ③ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - ④ 最低賃金制度の適正な運営
 - ⑤ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ア 自動車運転者
 - イ 派遣業及び業務請負業における労働者
 - ウ 外国人労働者、技能実習生
 - エ 介護労働者
 - オ 障害者である労働者
 - ⑥ 労働時間等設定改善法の円滑な施行
 - ⑦ 裁量労働制の適正な実施の確保

- ⑧ アスベストによる健康障害防止対策
 - ア 解体作業等におけるアスベストばく露の防止対策の推進
 - イ アスベストの早期全面禁止に係る対策の推進
 - ウ アスベストに関する健康管理対策の推進
- ⑨ 労働災害を減少させるための施策の展開
 - ア 安全衛生管理体制の強化等
 - イ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等
 - ウ 製造業等における労働災害防止対策の推進
 - エ 建設業における労働災害防止対策の推進
- ⑩ 労働者の健康を確保するための施策の展開
 - ア 過重労働による健康障害防止のための対策の推進
 - イ メンタルヘルス対策の推進
- ⑪ 労災かくしの排除の徹底
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ① 監督指導業務の運営状況
 - ア 監督指導の実施状況
 - イ 司法処理の実施状況
 - ② 安全衛生業務の運営状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務合理化等への取組状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月7日	神戸西署	山本副主任中央労働基準監察監督官
	姫路署	小笠原中央労働基準監察監督官
6月8日	兵庫局	山本副主任中央労働基準監察監督官
		岩瀬中央労働基準監察監督官
		小笠原中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

基発第 0428004 号
平成18年4月28日

沖縄労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成18年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

景気は緩やかな回復基調にあるものの労働者を取り巻く状況は依然として厳しく、地域、業種、企業規模等によってその状況も異なっており、また、行政内部においても定員事情が一層厳しくなっている状況を念頭に置き、平成18年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹した効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか、さらに、局は各署との間において指導力を発揮しているか。

また、局署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(3) 新たな法令及び制度の改正の内容や趣旨を十分理解した上で、事業場等においてこれら法令等に基づく取組が確実に行われているかという視点を

もって行政を推進しているか。

- (4) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (5) 上記(1)から(4)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (6) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成18年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各労働局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するもの
 - ① 一般労働条件の確保・改善対策の推進
 - ア 法定労働条件の確保
 - イ 労働時間管理の適正化の徹底
 - ウ 時間外労働協定の適正化
 - エ 有期労働契約に係るルールの明確化の推進
 - オ 企業倒産時の解雇等に伴う労働条件の履行確保
 - ② 申告・相談に対する的確な対応
 - ③ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - ④ 最低賃金制度の適正な運営
 - ⑤ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ア 自動車運転者
 - イ 派遣業及び業務請負業における労働者
 - ウ 外国人労働者、技能実習生
 - エ 介護労働者
 - オ 障害者である労働者
 - ⑥ 労働時間等設定改善法の円滑な施行
 - ⑦ 裁量労働制の適正な実施の確保

- ⑧ アスベストによる健康障害防止対策
 - ア 解体作業等におけるアスベストばく露の防止対策の推進
 - イ アスベストの早期全面禁止に係る対策の推進
 - ウ アスベストに関する健康管理対策の推進
- ⑨ 労働災害を減少させるための施策の展開
 - ア 安全衛生管理体制の強化等
 - イ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等
 - ウ 製造業等における労働災害防止対策の推進
 - エ 建設業における労働災害防止対策の推進
- ⑩ 労働者の健康を確保するための施策の展開
 - ア 過重労働による健康障害防止のための対策の推進
 - イ メンタルヘルス対策の推進
- ⑪ 労災かくしの排除の徹底
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ① 監督指導業務の運営状況
 - ア 監督指導の実施状況
 - イ 司法処理の実施状況
 - ② 安全衛生業務の運営状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務合理化等への取組状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月13日	沖縄署	菊池中央労働基準監察監督官
6月14日	沖縄局	菊池中央労働基準監察監督官 小笠原中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

基発第 0428004 号
平成18年4月28日

愛知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成18年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

景気は緩やかな回復基調にあるものの労働者を取り巻く状況は依然として厳しく、地域、業種、企業規模等によってその状況も異なっており、また、行政内部においても定員事情が一層厳しくなっている状況を念頭に置き、平成18年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

- (1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹した効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。
- (2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか、さらに、局は各署との間において指導力を発揮しているか。
また、局署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。
- (3) 新たな法令及び制度の改正の内容や趣旨を十分理解した上で、事業場等においてこれら法令等に基づく取組が確実に行われているかという視点を

もって行政を推進しているか。

- (4) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (5) 上記(1)から(4)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (6) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成18年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各労働局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するもの
 - ① 一般労働条件の確保・改善対策の推進
 - ア 法定労働条件の確保
 - イ 労働時間管理の適正化の徹底
 - ウ 時間外労働協定の適正化
 - エ 有期労働契約に係るルールの明確化の推進
 - オ 企業倒産時の解雇等に伴う労働条件の履行確保
 - ② 申告・相談に対する的確な対応
 - ③ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - ④ 最低賃金制度の適正な運営
 - ⑤ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ア 自動車運転者
 - イ 派遣業及び業務請負業における労働者
 - ウ 外国人労働者、技能実習生
 - エ 介護労働者
 - オ 障害者である労働者
 - ⑥ 労働時間等設定改善法の円滑な施行
 - ⑦ 裁量労働制の適正な実施の確保

- ⑧ アスベストによる健康障害防止対策
 - ア 解体作業等におけるアスベストばく露の防止対策の推進
 - イ アスベストの早期全面禁止に係る対策の推進
 - ウ アスベストに関する健康管理対策の推進
- ⑨ 労働災害を減少させるための施策の展開
 - ア 安全衛生管理体制の強化等
 - イ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等
 - ウ 製造業等における労働災害防止対策の推進
 - エ 建設業における労働災害防止対策の推進
- ⑩ 労働者の健康を確保するための施策の展開
 - ア 過重労働による健康障害防止のための対策の推進
 - イ メンタルヘルス対策の推進
- ⑪ 労災かくしの排除の徹底
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ① 監督指導業務の運営状況
 - ア 監督指導の実施状況
 - イ 司法処理の実施状況
 - ② 安全衛生業務の運営状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務合理化等への取組状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月21日	豊橋署	高井中央労働基準監察監督官
	瀬戸署	岩瀬中央労働基準監察監督官
6月22日	名古屋北署	田代主任中央労働基準監察監督官
		岩瀬中央労働基準監察監督官
6月23日	一宮署	高井中央労働基準監察監督官
	愛知局	田代主任中央労働基準監察監督官
		岩瀬中央労働基準監察監督官
		高井中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

基 発 第 0428004 号
平成 18 年 4 月 28 日

香川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 18 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

景気は緩やかな回復基調にあるものの労働者を取り巻く状況は依然として厳しく、地域、業種、企業規模等によってその状況も異なっており、また、行政内部においても定員事情が一層厳しくなっている状況を念頭に置き、平成 18 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹した効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか、さらに、局は各署との間において指導力を発揮しているか。

また、局署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(3) 新たな法令及び制度の改正の内容や趣旨を十分理解した上で、事業場等においてこれら法令等に基づく取組が確実に行われているかという視点を

もって行政を推進しているか。

- (4) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (5) 上記(1)から(4)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (6) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成18年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各労働局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するもの
 - ① 一般労働条件の確保・改善対策の推進
 - ア 法定労働条件の確保
 - イ 労働時間管理の適正化の徹底
 - ウ 時間外労働協定の適正化
 - エ 有期労働契約に係るルールの明確化の推進
 - オ 企業倒産時の解雇等に伴う労働条件の履行確保
 - ② 申告・相談に対する的確な対応
 - ③ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - ④ 最低賃金制度の適正な運営
 - ⑤ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ア 自動車運転者
 - イ 派遣業及び業務請負業における労働者
 - ウ 外国人労働者、技能実習生
 - エ 介護労働者
 - オ 障害者である労働者
 - ⑥ 労働時間等設定改善法の円滑な施行
 - ⑦ 裁量労働制の適正な実施の確保

- ⑧ アスベストによる健康障害防止対策
 - ア 解体作業等におけるアスベストばく露の防止対策の推進
 - イ アスベストの早期全面禁止に係る対策の推進
 - ウ アスベストに関する健康管理対策の推進
- ⑨ 労働災害を減少させるための施策の展開
 - ア 安全衛生管理体制の強化等
 - イ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等
 - ウ 製造業等における労働災害防止対策の推進
 - エ 建設業における労働災害防止対策の推進
- ⑩ 労働者の健康を確保するための施策の展開
 - ア 過重労働による健康障害防止のための対策の推進
 - イ メンタルヘルス対策の推進
- ⑪ 労災かくしの排除の徹底
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ① 監督指導業務の運営状況
 - ア 監督指導の実施状況
 - イ 司法処理の実施状況
 - ② 安全衛生業務の運営状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務合理化等への取組状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月29日	観音寺署	山本副主任中央労働基準監察監督官
6月30日	香川局	山本副主任中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

基発第 0428004 号

平成18年4月28日

宮崎労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

平成18年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

景気は緩やかな回復基調にあるものの労働者を取り巻く状況は依然として厳しく、地域、業種、企業規模等によってその状況も異なっており、また、行政内部においても定員事情が一層厳しくなっている状況を念頭に置き、平成18年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹した効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか、さらに、局は各署との間において指導力を発揮しているか。

また、局署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(3) 新たな法令及び制度の改正の内容や趣旨を十分理解した上で、事業場等においてこれら法令等に基づく取組が確実に行われているかという視点を

もって行政を推進しているか。

- (4) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (5) 上記(1)から(4)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (6) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成18年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各労働局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するもの
 - ① 一般労働条件の確保・改善対策の推進
 - ア 法定労働条件の確保
 - イ 労働時間管理の適正化の徹底
 - ウ 時間外労働協定の適正化
 - エ 有期労働契約に係るルールの明確化の推進
 - オ 企業倒産時の解雇等に伴う労働条件の履行確保
 - ② 申告・相談に対する的確な対応
 - ③ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - ④ 最低賃金制度の適正な運営
 - ⑤ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ア 自動車運転者
 - イ 派遣業及び業務請負業における労働者
 - ウ 外国人労働者、技能実習生
 - エ 介護労働者
 - オ 障害者である労働者
 - ⑥ 労働時間等設定改善法の円滑な施行
 - ⑦ 裁量労働制の適正な実施の確保

- ⑧ アスベストによる健康障害防止対策
 - ア 解体作業等におけるアスベストばく露の防止対策の推進
 - イ アスベストの早期全面禁止に係る対策の推進
 - ウ アスベストに関する健康管理対策の推進
- ⑨ 労働災害を減少させるための施策の展開
 - ア 安全衛生管理体制の強化等
 - イ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等
 - ウ 製造業等における労働災害防止対策の推進
 - エ 建設業における労働災害防止対策の推進
- ⑩ 労働者の健康を確保するための施策の展開
 - ア 過重労働による健康障害防止のための対策の推進
 - イ メンタルヘルス対策の推進
- ⑪ 労災かくしの排除の徹底
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ① 監督指導業務の運営状況
 - ア 監督指導の実施状況
 - イ 司法処理の実施状況
 - ② 安全衛生業務の運営状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務合理化等への取組状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
6月29日	宮崎署	小笠原中央労働基準監察監督官
6月30日	宮崎局	小笠原中央労働基準監察監督官 安達中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

基発第 0428004 号
平成 18 年 4 月 28 日

北海道労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 18 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

景気は緩やかな回復基調にあるものの労働者を取り巻く状況は依然として厳しく、地域、業種、企業規模等によってその状況も異なっており、また、行政内部においても定員事情が一層厳しくなっている状況を念頭に置き、平成 18 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹した効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか、さらに、局は各署との間において指導力を発揮しているか。

また、局署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(3) 新たな法令及び制度の改正の内容や趣旨を十分理解した上で、事業場等においてこれら法令等に基づく取組が確実に行われているかという視点を

もって行政を推進しているか。

- (4) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (5) 上記(1)から(4)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (6) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成18年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各労働局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するもの
 - ① 一般労働条件の確保・改善対策の推進
 - ア 法定労働条件の確保
 - イ 労働時間管理の適正化の徹底
 - ウ 時間外労働協定の適正化
 - エ 有期労働契約に係るルールの明確化の推進
 - オ 企業倒産時の解雇等に伴う労働条件の履行確保
 - ② 申告・相談に対する的確な対応
 - ③ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - ④ 最低賃金制度の適正な運営
 - ⑤ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ア 自動車運転者
 - イ 派遣業及び業務請負業における労働者
 - ウ 外国人労働者、技能実習生
 - エ 介護労働者
 - オ 障害者である労働者
 - ⑥ 労働時間等設定改善法の円滑な施行
 - ⑦ 裁量労働制の適正な実施の確保

- ⑧ アスベストによる健康障害防止対策
 - ア 解体作業等におけるアスベストばく露の防止対策の推進
 - イ アスベストの早期全面禁止に係る対策の推進
 - ウ アスベストに関する健康管理対策の推進
- ⑨ 労働災害を減少させるための施策の展開
 - ア 安全衛生管理体制の強化等
 - イ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等
 - ウ 製造業等における労働災害防止対策の推進
 - エ 建設業における労働災害防止対策の推進
- ⑩ 労働者の健康を確保するための施策の展開
 - ア 過重労働による健康障害防止のための対策の推進
 - イ メンタルヘルス対策の推進
- ⑪ 労災かくしの排除の徹底
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ① 監督指導業務の運営状況
 - ア 監督指導の実施状況
 - イ 司法処理の実施状況
 - ② 安全衛生業務の運営状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務合理化等への取組状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
7月13日	札幌中央署	高井中央労働基準監察監督官
	釧路署	安川中央労働基準監察監督官
7月14日	北海道局	岩瀬中央労働基準監察監督官
		安川中央労働基準監察監督官
		高井中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

基発第 0428004 号
平成18年4月28日

富山労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成18年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

景気は緩やかな回復基調にあるものの労働者を取り巻く状況は依然として厳しく、地域、業種、企業規模等によってその状況も異なっており、また、行政内部においても定員事情が一層厳しくなっている状況を念頭に置き、平成18年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹した効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか、さらに、局は各署との間において指導力を発揮しているか。

また、局署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(3) 新たな法令及び制度の改正の内容や趣旨を十分理解した上で、事業場等においてこれら法令等に基づく取組が確実に行われているかという視点を

もって行政を推進しているか。

- (4) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (5) 上記(1)から(4)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (6) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成18年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各労働局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するもの
 - ① 一般労働条件の確保・改善対策の推進
 - ア 法定労働条件の確保
 - イ 労働時間管理の適正化の徹底
 - ウ 時間外労働協定の適正化
 - エ 有期労働契約に係るルールの明確化の推進
 - オ 企業倒産時の解雇等に伴う労働条件の履行確保
 - ② 申告・相談に対する的確な対応
 - ③ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - ④ 最低賃金制度の適正な運営
 - ⑤ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ア 自動車運転者
 - イ 派遣業及び業務請負業における労働者
 - ウ 外国人労働者、技能実習生
 - エ 介護労働者
 - オ 障害者である労働者
 - ⑥ 労働時間等設定改善法の円滑な施行
 - ⑦ 裁量労働制の適正な実施の確保

- ⑧ アスベストによる健康障害防止対策
 - ア 解体作業等におけるアスベストばく露の防止対策の推進
 - イ アスベストの早期全面禁止に係る対策の推進
 - ウ アスベストに関する健康管理対策の推進
- ⑨ 労働災害を減少させるための施策の展開
 - ア 安全衛生管理体制の強化等
 - イ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等
 - ウ 製造業等における労働災害防止対策の推進
 - エ 建設業における労働災害防止対策の推進
- ⑩ 労働者の健康を確保するための施策の展開
 - ア 過重労働による健康障害防止のための対策の推進
 - イ メンタルヘルス対策の推進
- ⑪ 労災かくしの排除の徹底
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ① 監督指導業務の運営状況
 - ア 監督指導の実施状況
 - イ 司法処理の実施状況
 - ② 安全衛生業務の運営状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務合理化等への取組状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
7月13日	高岡署	安達中央労働基準監察監督官
7月14日	富山局	菊池中央労働基準監察監督官 安達中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

基 発 第 0428004 号
平成 18 年 4 月 28 日

岐阜労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

平成 18 年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

景気は緩やかな回復基調にあるものの労働者を取り巻く状況は依然として厳しく、地域、業種、企業規模等によってその状況も異なっており、また、行政内部においても定員事情が一層厳しくなっている状況を念頭に置き、平成 18 年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹した効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか、さらに、局は各署との間において指導力を発揮しているか。

また、局署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(3) 新たな法令及び制度の改正の内容や趣旨を十分理解した上で、事業場等においてこれら法令等に基づく取組が確実に行われているかという視点を

もって行政を推進しているか。

- (4) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (5) 上記(1)から(4)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (6) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成18年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各労働局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するもの
 - ① 一般労働条件の確保・改善対策の推進
 - ア 法定労働条件の確保
 - イ 労働時間管理の適正化の徹底
 - ウ 時間外労働協定の適正化
 - エ 有期労働契約に係るルールの明確化の推進
 - オ 企業倒産時の解雇等に伴う労働条件の履行確保
 - ② 申告・相談に対する的確な対応
 - ③ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - ④ 最低賃金制度の適正な運営
 - ⑤ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ア 自動車運転者
 - イ 派遣業及び業務請負業における労働者
 - ウ 外国人労働者、技能実習生
 - エ 介護労働者
 - オ 障害者である労働者
 - ⑥ 労働時間等設定改善法の円滑な施行
 - ⑦ 裁量労働制の適正な実施の確保

- ⑧ アスベストによる健康障害防止対策
 - ア 解体作業等におけるアスベストばく露の防止対策の推進
 - イ アスベストの早期全面禁止に係る対策の推進
 - ウ アスベストに関する健康管理対策の推進
- ⑨ 労働災害を減少させるための施策の展開
 - ア 安全衛生管理体制の強化等
 - イ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等
 - ウ 製造業等における労働災害防止対策の推進
 - エ 建設業における労働災害防止対策の推進
- ⑩ 労働者の健康を確保するための施策の展開
 - ア 過重労働による健康障害防止のための対策の推進
 - イ メンタルヘルス対策の推進
- ⑪ 労災かくしの排除の徹底
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ① 監督指導業務の運営状況
 - ア 監督指導の実施状況
 - イ 司法処理の実施状況
 - ② 安全衛生業務の運営状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務合理化等への取組状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
7月20日	大垣署	小笠原中央労働基準監察監督官
7月21日	岐阜局	山本副主任中央労働基準監察監督官 小笠原中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。

基発第 0428004 号

平成18年4月28日

千葉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

平成18年度の中央監察の実施について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

1 監察の方針

景気は緩やかな回復基調にあるものの労働者を取り巻く状況は依然として厳しく、地域、業種、企業規模等によってその状況も異なっており、また、行政内部においても定員事情が一層厳しくなっている状況を念頭に置き、平成18年度の監察については、次の視点から実施することを基本とする。

(1) 都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）とも、地方労働行政運営方針等を踏まえた上で、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題を定め、適切な行政手法により、重点指向に徹した効果的かつ効率的な業務運営を行っているか。

(2) 労働基準部長の指揮の下、労働基準部内各課室がそれぞれの果たすべき役割を踏まえて積極的な行政運営を行っているか、また、監督課が局内他部室及び労働基準部内各課室との連絡調整・指示等を行うことにより労働基準部の所掌事務に関する総合調整機能を果たしているか、さらに、局は各署との間において指導力を発揮しているか。

また、局署の各級管理者は、具体的かつ適切な進行管理等を行うなど、管理者として必要な指導力を発揮しているか。

(3) 新たな法令及び制度の改正の内容や趣旨を十分理解した上で、事業場等においてこれら法令等に基づく取組が確実に行われているかという視点を

もって行政を推進しているか。

- (4) 過去の中央監察において指摘された事項等を業務運営に活かすため、具体的な方策を講じ、適切に対処しているか。
- (5) 上記(1)から(4)の事項が適切に行われていない場合、その原因を究明した上でその対応策を検討し、適切な措置を講じているか。
- (6) 局署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項があるか。

2 監察の重点項目

平成18年度の監察重点項目は、次のとおりとする。

- (1) 管内における行政課題の把握状況及び行政の推進に必要な関係情報の整備・活用状況
- (2) 業務運営の重点化を踏まえた各労働局の地方労働行政運営方針（労働基準行政に係る部分に限る。）、年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況
- (3) 総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた労働基準行政の業務運営状況
- (4) 各部署の連携及び労働基準部長を始めとする幹部の指導調整状況
- (5) 次に掲げる主要対策のうち、局署の管内状況等に応じて重点として選定するもの
 - ① 一般労働条件の確保・改善対策の推進
 - ア 法定労働条件の確保
 - イ 労働時間管理の適正化の徹底
 - ウ 時間外労働協定の適正化
 - エ 有期労働契約に係るルールの明確化の推進
 - オ 企業倒産時の解雇等に伴う労働条件の履行確保
 - ② 申告・相談に対する的確な対応
 - ③ 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営
 - ④ 最低賃金制度の適正な運営
 - ⑤ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
 - ア 自動車運転者
 - イ 派遣業及び業務請負業における労働者
 - ウ 外国人労働者、技能実習生
 - エ 介護労働者
 - オ 障害者である労働者
 - ⑥ 労働時間等設定改善法の円滑な施行
 - ⑦ 裁量労働制の適正な実施の確保

- ⑧ アスベストによる健康障害防止対策
 - ア 解体作業等におけるアスベストばく露の防止対策の推進
 - イ アスベストの早期全面禁止に係る対策の推進
 - ウ アスベストに関する健康管理対策の推進
- ⑨ 労働災害を減少させるための施策の展開
 - ア 安全衛生管理体制の強化等
 - イ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等
 - ウ 製造業等における労働災害防止対策の推進
 - エ 建設業における労働災害防止対策の推進
- ⑩ 労働者の健康を確保するための施策の展開
 - ア 過重労働による健康障害防止のための対策の推進
 - イ メンタルヘルス対策の推進
- ⑪ 労災かくしの排除の徹底
- (6) 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況
 - ① 監督指導業務の運営状況
 - ア 監督指導の実施状況
 - イ 司法処理の実施状況
 - ② 安全衛生業務の運営状況
- (7) 地方監察制度の運営状況
- (8) 厳しい定員事情下における事務合理化等への取組状況

3 監察の実施時期、対象局署及び担当監察官

[実施時期]	[対象]	[担当監察官]
7月20日	柏署	安達中央労働基準監察監督官
7月21日	千葉局	安達中央労働基準監察監督官

4 その他

監察に当たっては既存の資料を活用し、原則として新たな資料の作成は要しない。